防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第１号訪問事業の利用対象者に関する基準

令和２年７月１日制定

（趣旨）

第１条　この基準は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）第４条に規定する第１号訪問事業のうち、予防給付型サービス及び生活補助型サービス（以下「サービス」という。）の利用について定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準における用語は、介護保険法及び要綱の例による。

（サービスの利用者）

第３条　サービスの利用者は、以下のいずれかに該当する者とする。

（１）リハビリテーション専門職が同行する訪問アセスメント（以下「リハ職アセスメント」という。）を受けた者で、サービスが必要と判断される者。なお、末期がん、難病または日常生活に支障がある程度の認知症等で、心身の状態に改善が見込めないことが医師の意見書等により確認できる者は、リハ職アセスメントを受けずに利用ができるものとする。

（２）令和２年１２月末まで継続して予防給付型サービスを利用しており、引き続き予防給付型サービスの利用を希望する者。ただし、令和３年１月以降に心身の状態に変化があった場合、第１項に該当しない者はこの限りではない。

（実施する生活援助）

第４条　サービスで実施する生活援助の実施内容は、以下のとおりとする。

（１）リハ職アセスメントを受けた者が利用できる生活援助は、ケアプランに記載された自立支援に資する生活援助に限る。

（２）令和２年１２月末まで継続して予防給付型サービスを利用している者は、引き続きサービスが利用できるものとする。ただし、令

和３年１月以降に心身の状態に変化があった場合、第１項に該当しない者はこの限りではない。

２　介護予防ケアプランに記載されていない生活援助を行わないことについて、同意書等により利用者と合意をしなければならない。

３　介護予防ケアプランに記載されていない生活援助が必要と判断される場合は、介護予防プランを変更したうえで実施しなければならない。

４　実施する生活援助の決定においては、利用者や家族の要望のみで決定することなく、自立支援の視点に立って、ほうふ・てごネっとやその他の社会資源の活用について生活支援コーディネーターや自立支援コーディネーターと連携しながら十分に検討したうえで、決定しなければならない。

（生活補助型サービス）

第５条　生活補助型サービスの利用者は、第１号通所事業短期集中予防型サービスを利用した者又は予防給付型サービスから引き続き利用する者に限る。

附　則

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。